

フランス文書保存制度の諸相

—2008年法律による公文書保護制度を中心に—

Some aspects of legal system of archives conservation in France

永野 晴康*

NAGANO, Haruyasu*

はじめに

わが国において、2009年6月24日に「公文書等の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」と呼ぶ）が制定され、同年7月1日に公布された。公文書に関する法律としては、1987年に公文書館法が、2001年には、国立公文書館法が制定されている。行政文書の公開については、1999年に、「行政機関の保有する文書の公開に関する法律」（以下「情報公開法」と呼ぶ）が制定されている。情報公開法は、行政機関が現に職務に使用している文書、いわゆる現用文書の取扱に関心の中心を置いており、非現用文書の取扱に関しては、将来の課題として残された。このような課題に応えるために、今回制定された公文書管理法は、非現用文書に関心を当てつつ、さらには、現用文書を含めた公文書のライフサイクル全体を視野に入れた法律となっている。この点で、公文書管理法は、公文書の管理に関する一般法であるとも考えることも可能である^①。

本稿は、フランスにおける文書保存法制、主として、文書に関する2008年7月15日の法律第2008-696号（loi n° 2008-696 du 15 juillet 2008 relative aux archives）によって修正された文化遺産法典における文書保存法制を対象として概観することを目的とする^②。近代的な文書管理法制という意味において、歴史的にも日本法に先行するフランスの文書保存法制には、参照すべき点が多い。同法典は、公文書のみならず、私文書の保存についても多くの規定を設けている。2008年の法律によって、公文書の定義の拡張化、公文書及び私文書の保存制度の強化、地方公共団体の公文書管理体制の整備、閲覧自由の原則の確立と例外規定の整理等、多くの変化がもたらされた^③。本稿において、まず、フランスの文書行政について触れ（第一章）、順次、公文書に関する保護制度（第二章）、公文書の閲覧制度（第三章）について論じ、最後に総括を行う。

*現代政策学部社会経済システム学科 非常勤講師

1. フランスの文書行政

1.1 文書管理の根拠法

フランスは、文書管理に関する近代的な公的保存制度につき、最も長い歴史を有する国家のひとつである。国立文書館（archives nationales）の組織と制度に関する1790年9月7日のデクレ（le décret du 7 septembre 1790）及び国民代表の下で確立される文書館の組織に関する**共和暦2年メシドール（収穫月）7日の法律（la loi du 7 messidor an II）**は、文書に関する2つの重要な革命期の法文である。それ以後も、基本的にこれらの法令が重要であったが^④、1979年には、文書に関する1979年1月3日の法律（la loi du 3 janvier 1979 sur les archives）、通称、文書保存法が制定された^⑤。この法律は、公文書の管理と私文書の保護の規則を体系的に統合した点に特色がある。2004年、この法律は、文化遺産法典（Code du patrimoine）へ編入された^⑥。

その後、2008年7月15日の法律第696号（loi n° 2008-696 du 15 juillet 2008）^⑦は、文化遺産法典に、文書管理法制についての新たな変更をもたらした。公文書の再定義、公文書及び私文書の保護の強化、地方公共団体の公文書管理制度の整備、公文書の閲覧自由の原則の確立等の変更点を挙げることができる。

文化遺産法典第二編「文書」は、第一章「文書の一般制度」と第二章「裁判所の視聴覚記録」から構成される^⑧。

1.2 文書担当行政の変遷

1959年に文化問題担当省が創設され、フランス文書館局（Direction des Archives de France）が設置された。また、国立古文書館は、フランス文書館局に帰属する国家権限の部局の地位を有する。ただし、外務省及び国防省の文書館は、フランス文書館局から完全に独立した地位を有する。外務省と国防省の有する文書に関しては、両省の各文書館がそれぞれ保管する。

なお、文化コミュニケーション省の再編に伴い、2010年1月より、文化遺産総合局（Direction générale des patrimoines）が、文書を含む文化遺産行政の担当行政となった。文化遺産総合局は、建築、文書、博物館、記念碑的遺産及び考古学的遺産に関して、国家の政策を決定し、調整し、評価する任務を有している^⑨。

2. 公文書

2.1 公文書の定義

公文書の定義の前提として、まず、文書の定義につき簡単に説明しておきたい。文書の定義を最初に行ったのは、1979年の文書保存法である。同法1条は、文書を、「日付、形式、物質的媒体がどのようなものであれ、あらゆる自然人又は法人及びあらゆる公的又は私的部局や組織によってその職務の行使において作成又は取得された記録の総体」と定義していた。2008年の法律は、定義において、「日付」という文言の後に、「保存の場所 (leur lieu de conservation)」という用語を挿入し、「物質的媒体」という文言から、物質的 (matériel) という形容詞を削除した。その結果、新たなL211-1条によれば、文書 (archives) とは、「日付、保存の場所、形状及び媒体がどのようなものであれ、あらゆる自然人又は法人及びあらゆる公的又は私的な部局や組織によって、その職務において作成又は取得された記録 (documents) の総体」と定義されている。このような定義により、文書の作成者や文書作成の時代、媒体の種類、公的又は私的というような目的を問わず、広く記録を文書の定義に包摂している。この結果、写真、映画、磁気テープ、コンピューターのメモリー記録など技術の進歩に伴って登場する紙と競合する媒体も、文書の定義の中に含めることができる^⑩。なお、L211-2条は、文書保存の目的を規定している。それによると、文書の保存は、管理の必要及び公的又は私的な自然人又は法人の権利の証明の必要のため、並びに研究上の歴史的参考資料とするため、公益の目的において行われる。

次に、公文書の定義について取り上げたい。2008年法律による文化遺産法典の修正の結果、公文書は、「国、地方公共団体、公施設法人及び公役務を担う公法上のその他の法人又は私法上の者の公役務の任務の枠内における活動から生じる文書」(L211-4条1項a)前段)及び「裁判所付属吏 (officiers publics ou ministériels) の作成した原本 (minutes) 及び帳簿類 (répertoire)」(同条同項c)と定義された。この「公法上のその他の法人 (autres personnes morales de droit public)」という文言は、2008年法律が採用した用語である。この改正以前は、公共企業 (entreprises publiques) という文言が使用されていた。しかしながら、公共企業という文言では、公文書の地位と公役務の観念の間関係を弱めてしまうおそれが指摘されていた^⑩。「公法上のその他の法人」という文言への変更によって、公共企業に限定されず、公益連合体 (les groupements d'intérêt public) のような独特の公法上のその他の者 (les personnes de droit public sui generis) の公役務活動に由来する文書も、公文書に含まれることが明確になった。

なお、議会に関する立法資料等に関しては、議会の職務に関する1958年11月17日オルドナンス58-1100号 (ordonnance n°58-1100 du 17 novembre 1958) によって規律される (同条L211-4条1項a)後段)。議会に由来する文書に関して特に配慮が必要であるが、これは、議会の自律性が尊重された結果といえる。

2.2 公文書に由来する制約

文化遺産法典第一章第二節は、文書についての「収集、保存及び保護」の制度を規定している。同節の第一款では、「公文書」に関する規定である。

公文書であれば、それ自体、動産公有財産 (*domaine public mobilier*) に該当し、当然に取得時効の対象とならないと考えられそうである。しかしながら、ある動産が、公有財産 (*domaine public*) に該当するためには、その帰属主体が公法人であることが要件となる。したがって、公文書の定義のうち、国、地方公共団体、公施設法人及び公役務を担う公法上のその他の法人は、公法人に該当すると言えよう。しかしながら、「公役務を担う私法上の者」が、公法人に該当するとは言い難い。L 212-1 条第 1 項は、公文書が取得時効の対象とならないことを定めている。それ故、とりわけ、この規定により、「公役務を担う私法上の者」の保有する公文書が、取得時効の対象とならないことが明確となっている。なお、国、地方公共団体、公施設法人及び公役務を担う公法上のその他の法人に帰属している公文書には、その他に注意すべき点がある。すなわち、これらの法主体が有する公文書は、取得時効の対象とならないだけでなく、譲渡が不可能である。さらに、これらの文書は、差押が禁止される^⑩。これらの制約は、当該文書が動産公有財産であることに由来する。

また、何人も公文書の権利や名義を保有することはできない (同条第 2 項)。文書の所有者、文書担当行政又はすべての権限ある公的文書担当部局は、公文書の返還請求訴訟、前項に反して行われたすべての行為の無効訴訟又は返却訴訟を提起することができる (同条第 3 項)。訴訟に関する規定の適用の態様については、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる (同条第 4 項)。なお、L 214-5 条によれば、権利なしに又は資格なしに公文書を保有する者が、権限のある行政がその者に返却の請求を行なう場合、当該権限のある行政に、直ちに、その公文書を返却しない行為は、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処せられる。

2.3 公文書の選別と廃棄

作成又は収集された文書は、3 つの段階を辿ることになる。すなわち、現用文書 (*archives courantes*)、中間文書 (*archives intermédiaires*)、非現用文書 (*archives définitives*) である。まず、現用文書とは、役務の活動について現在使用されている文書である。次に、中間文書の文書とは、もはや現用文書としてはいえないが、行政的利益の観点から選別と消去の対象とならない文書である。最後に、選別と消去結果、保存が決定された文書が非現用文書となる。非現用文書は、永久に保存される。

公文書をすべて保存の対象とすることは困難である。そこで、公文書の選別と廃棄について、基準が必要となる。L 212-2 条第 1 項は、L 212-3 条において規定された公文書以外の公文書を、

通常使用の期間満了によって選別の対象としている。これは、保存すべき情報（保存情報）と廃棄される情報（廃棄情報）とを選別するものである。廃棄情報とは、行政的有用性又は学術的、統計的もしくは歴史的利益を欠く情報である。廃棄文書やそのカテゴリーのリスト及びその文書の廃棄の条件は、文書を作成又は受領した当局と文書担当行政との合意によって定められる（L 212-2 条第 2 項）。

L 212-3 条によれば、公文書が、情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号に定める取扱の枠内で収集された個人的性格の情報を含む場合、当該情報は、当該法律第 6 条 5 号に規定する期間を経過したときに、保存情報と廃棄情報を選別する選別の対象となる。行政的有用性を失った情報又は学術的、統計的もしくは歴史的利益を欠く情報は、廃棄されることになる。廃棄される情報のカテゴリー及び廃棄の条件は、当該情報を作成し又は受領した当局と文書担当行政との合意によって定められる（L 212-3 条 2 項）。

公文書は、前述の L 212-2 条と L 212-3 条により選別されることになる。その結果、保存されることになった公文書は、原則として、文書担当の公的部局に移管される。この条件については、コンセイユ・デタの議を経たデクレが定める（L 212-4 条 I 段）。

しかし、この原則には、以下のような例外が存在する。コンセイユ・デタの議を経たデクレは、一定の行政組織や機関によって作成又は受領された文書で、保存されることになった公文書を、文書担当の公的部局へ移管せずに、これらの行政組織や機関に委ねる場合を決定する。もっとも、このような例外が認められるのは、これらの行政組織や機関が、自ら作成又は受領した文書の保存、閲覧、アクセスの十分な条件を確保する場合に限られる。文書担当行政と当該行政組織ないし機関との協力の条件についても、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる。

L 212-4 条 II 段によれば、L 211-4 条で対象とされた者の活動から生じる公文書のうち、いまだ選別の対象となっていない文書を、これらの者自身が保存できることを規定している。この場合の保存は、文書担当行政の学術的及び専門的監督に服する^⑨。それに加えて、これらの者は、文書の保管を自ら行わず、寄託することも可能である。当該寄託は、文書担当行政への申告の後に行うことができる。寄託は、当該行政によって承認された自然人又は法人のもとに行われる。2008 の法律が、公文書の公的独占を終了させ、文書業務の民間会社による保存を可能にしたわけである。また、寄託は、当該文書の全部についても、一部についても行うことができる。この寄託は、契約の対象となり、この契約は、寄託される文書の安全や保存の条件、寄託される文書の公開、アクセスの態様、寄託される文書に対する文書担当行政による監督、さらに、契約終了後の寄託者への返却の態様を定める。事前の申告の態様及び受託者の承認の付与の条件と撤回の条件、寄託契約で記載されなければならない契約の条項の内容は、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる。

個人的性格の健康に関する情報は、公衆健康法典（code de la santé publique）に規定された条件で寄託される。

公文書のうち、文書の公的部局への移管の義務に服さないものを寄託する場合にも、L 212-4 条 II 段が適用される（L 212-4 条 III 段）。公文書を保有している省、部局、公施設法人又は組織が廃止された場合、当該行政主体の保有していた公文書は、廃止法令の定めに従う。廃止法令による特別な定めがない場合、文書担当の公的部局に移管されることになる（L 212-5 条）。

2.4 罰則

文書の保存に関する罰則に関しては、第二編第一章第四節が包括的に規定する。文化遺産法典は、先に言及した罰則以外にも、公文書の取扱に関連する多くの罰則を用意している。まず、公文書に関する守秘義務に関する問題がある。L 214-1 条によれば、L 211-3 条の規定へのあらゆる違反は、刑法典第 226-13 条及び第 226-31 条に規定する刑に処せられる。L 211-3 条とは、文化遺産法典第二編第一章文書の一般制度についての章の規定の適用による文書の収集又は保存を担当する公務員について、法令上公衆の利用に置かれることができないすべての文書に関する職務上の守秘義務を規定している。刑法典第 226-13 条は、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金を定めている^④。さらに、刑法典第 226-31 条は、自然人への多様な補充刑を規定する。

次に、公文書の横領や窃盗、破壊に関する問題がある。L 214-3 条第 1 項によれば、刑法典第 322-2 条、432-15 条、432-16 条及び 433-4 条が適用される場合を除き、自らの職務上公文書を保有する者が、それらの公文書の全部又は一部を横領もしくは窃盗し又は文書担当行政の事前の同意なしに公文書を破壊する行為は、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処せられる。同条第 2 項によれば、公文書を保有する者が、自らの職務において、文書の行政の事前の同意なしに、公文書の全部又は一部を破壊させ、横領させ又は窃盗させた行為は、同一の刑罰に処せられる。同条第 3 項によれば、第 1 項及び第 2 項で規定された行為が、刑法典第 121-3 条で規定された要件においてかつ区分に応じて、過失によって犯された場合、その刑罰は、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金である。同条第 4 項によれば、第 1 項に規定された軽罪の試み及び第 2 項で対象とされる者がこのような試みを犯させようとした行為は、同一の刑罰に処せられる。

前述の L 214-3 条の違反に関しては、L 214-4 条及び L 214-9 条による罰則が関係する。すなわち、L 214-4 条によれば、前条 L 214-3 条違反の自然人は、以下のような補充刑を受ける。1 号は、刑法典 131-26 条によって規定された態様にしたがって、民事的権利、公的権利及び家族の権利の禁止を規定する。2 号は、同法典 131-27 条によって規定された態様にしたがって、公職を行い、又は、その違反が行われた行使において、もしくは、行使の際に、職業的又は社会的活動を行うことの禁止を規定する。3 号は、同法典 131-21 条によって規定された態様にしたがっ

て、違法行為の犯人によって不正に受け取られた金額や物品の没収を規定する。ただし、返却の可能な物品を除かれる。このように、拘禁刑や罰金に限定されない多様な実効性のある罰則は、職務上公文書を保有する者に対し、公文書の不当な取扱に対する厳しい抑止効果を有している。

また、L 214-9 条によれば、L 214-3 条に規定された違反行為について刑事責任を負うと宣言された法人は、刑法典 131-39 条 1 項 2 号、8 号及び 9 号に規定された刑罰を受ける。同法典 131-39 条 1 項 2 号は、期間の定めのないもしくは最高 5 年の期間の職業活動又は社会活動の禁止を規定する。同条 1 項 8 号は、没収を、同項 9 号は、判決の掲示や公表を規定している。

3. 閲覧制度

3.1 自由閲覧原則

2004 年時の文化遺産法典は、公文書が 30 年という期間の経過ではじめて閲覧可能となる原則（30 年原則）を採用していた。また、同法典は、この 30 年原則の例外として、文書の性質に応じて 5 種類の例外規定を設けていた^⑤。この例外規定の定める法定期間は、最低でも 60 年、最高では 150 年という長期間に及ぶものであった。

それに対し、2008 年の法律は、この 30 年原則を廃止し、公文書の自由閲覧原則 (*le principe de libre communicabilité des archives publiques*) を確立した。すなわち、L 213-1 条は、公文書は、L 213-2 条に規定される条件を別として、当然に閲覧可能であると規定する。あわせて、同法は、時の経過により閲覧可能となる例外規定を 4 種類に分類し、その内容を以前よりも詳細に規定している。なお、文書へのアクセスは、行政と公衆との関係を改善する多様な措置並びに行政、社会及び財政上の多様な規定に関する 1978 年 7 月 17 日の法律第 78-753 号、いわゆる行政文書公開法第 4 条での行政文書について定義された条件において行なわれる。すなわち、公文書へのアクセスにつき、情報公開制度の開示請求制度が結合された形態が採用されていると見ることができる。

3.2 閲覧と期間

2008 年法律は、公文書の自由閲覧原則を定めている。しかし、文書の性質によっては、この原則に服させることで、特定の個人や国家や不利益を生じさせるものも存在する。そこで、L 213-2 条第 I 段は、文書の性質を考慮した上で、時の経過との関係からこの原則に対する例外制度を設けた。その期間は、25 年、50 年、75 年、100 年という 4 つの期間に限定されている。ただし、この期間は、法が文書担当行政に対し、閲覧禁止を絶対的に義務付けているものではない。後述

するように、閲覧が禁止される期間であっても、例外的に閲覧が認められる場合が存在する。このようなものとして、閲覧請求者へ個別的に閲覧が認められる場合と一般的に閲覧が認められる場合の2つの場合が存在する。

(1) 25年での閲覧可能な場合

文書の日付又は全体として一体的な書類の中に含まれる最新の文書の日付から25年で公開可能となるものにつき、L213-2第I段1号が規定している。

1号a)によれば、閲覧させることが、政府及び執行権に属する責任ある当局の審議の秘密、対外関係の遂行、通貨及び予算、商工業に関する秘密、税務及び関税違反の権限ある部局による調査、統計に関する秘密を侵害する文書が、この25年での公開の対象となる。ただし、後述の第4号及び第5号で規定された私的な事実や行為と関係を有する質問事項によって収集されたデータが問題となっている場合を除く。

私的な事実や行為に関する情報は、強い保護の対象となるが、それが未成年である場合には、いっそう強い保護の対象となっている。

1号b)によれば、1978年1月17日の法律78-753号第6条I段1号で規定された文書は、同様に、25年での公開の対象となる。すなわち、行政文書公開法の不開示事由に該当する文書である。ただし、これらの文書が、その内容を理由に、本条I段の3号又は4号の適用領域に該当する場合、1人又は複数のために行なわれた役務の提供の契約の枠組みにおいて作成された文書は除かれる。

このように、行政文書公開法の不開示事由が、公文書の閲覧制度と密接に関連している制度となっており、行政文書公開法の不開示事由は、原則として25年の期間で閲覧が可能となっている。

同条2号は、医療の秘密に関する文書について規定している。この条文は、閲覧が可能となる期間として25年という数字を挙げているが、1号と比べてその期間の起算方法に特色がある。閲覧させることが医療の秘密を侵害する文書について、関係人の死亡の日付から25年で公開可能となる。ただし、死亡の日付が分からない場合を考慮して、死亡日が判明しない場合、当該人物の出生の日から120年の期間の経過により閲覧が可能となる。

(2) 50年で閲覧可能な場合

同条3号は、文書の日付又は書類の中に含まれる最新の文書の日付から50年で公開可能となる文書を定めている。そのような文書とは、閲覧させることが国防の秘密、対外政策の遂行における国家の基本的利益、国家の安全保障、公的安全、個人の安全又は私的生活の保護を侵害する文書である。ただし、後述する4号及び5号に規定された文書は除かれる。

この 50 年の期間は、名前の特定される自然人若しくは容易に識別可能な自然人についての価値の評価や判断に関わる文書又は人物に損害をもたらすおそれのある条件における人物の行為を明らかにする文書に適用される。さらに、この 50 年の期間は、人々の拘禁のために使用された建造物等に関する文書についても適用される。

(3) 75 年で閲覧可能な場合

同条 4 号は、文書の日付又は書類の中に含まれる最新の文書の日付から 75 年で公開となる文書を規定している。それには、5 つの場合が存在する。すなわち、a) 閲覧させることが統計に関する秘密に侵害をもたらす文書について、私的な事実及び行為と関係を有する質問書によって収集された情報が問題となる場合。b) 司法警察の部局によって実施された調査に関する文書。c) 裁判所に提起された事件に関する文書。ただし、判決及び裁判の決定の執行に関する特別な規定のある場合を除く。d) 裁判所付属吏の正本及び帳簿類。e) 民事的身分の出生及び婚姻の登録。この場合、その登録の完結から期間が進行する。

これらの 5 つの場合において、関係人が死亡した場合、その死亡の日付から 25 年の期間が経過すると、前述の 75 年の期間に達していない場合であっても、死亡の日付から 25 年の期間で閲覧が可能となる。当該関係人の利益を保護する必要性が軽減したからである。

(4) 100 年で閲覧可能な場合

同条 5 号は、文書の日付又は書類の中に含まれる最新の文書の日付から 100 年で公開となる文書を規定している。

5 号 1 項によれば、4 号に該当する文書であって、それが、なおかつ未成年に関するものである場合である。すなわち、本来 75 年の期間が適用される 4 号該当文書につき、未成年に関わる文書であれば、閲覧が可能となる期間が 100 年に延長されている。ただし、関係人が死亡した場合、その死亡の日付から 25 年の期間が経過すると、前述の 100 年の期間に達していない場合であっても、死亡の日付から 25 年の期間が適用される。当該関係人の利益を保護する必要性が軽減したからである。未成年の人権に関しては、このように強い保護の対象となっている。

同様に、国防の秘密に該当し又は該当していた文書であって、その公開によって名前の特定される人物又は容易に識別可能な人物の安全に侵害をもたらす性質の文書は、100 年の期間の経過で閲覧可能になる。

国防の秘密に関しては、同条 3 号により 50 年の期間と規定されているが、公開することによって特定の個人に危険が及ぶことを防止するために、閲覧可能となる期間が延長されている。

最後に、閲覧させることが個人の性的生活の秘密を侵害する判決及び裁判の決定の執行に関して、特別な規定の場合を除いて、司法警察部局によって実施された調査、裁判所に提起された事

件に関する文書についても同様に、100年で閲覧可能となる。

(5) 閲覧不可能な場合

以上、一定の期間の経過によって閲覧が可能となる文書について取り上げてきた。しかし、文化遺産法典は、一定の時の経過によっても閲覧可能とならない特殊な文書についての規定を用意している。すなわち、核兵器など国家の防衛、国家の安全保障上、極めて重大な利益に関わる文書については、時の経過とは関係なく閲覧が禁止される。いわゆる大量破壊兵器 (*armes de destruction massive*) に関する文書について、特別な扱いが用意されている。

L 213-2 条 II 段が明示しているものとして、まず、「核兵器、生物兵器、化学兵器 (*des armes nucléaires, biologiques, chimiques*)」がある。同様に、これらの兵器と「同水準の直接的又は間接的破壊効果を有するその他のあらゆる兵器 (*toutes autres armes ayant des effets directs ou indirects de destruction d'un niveau analogue*)」についても、この条文が規定するところである。これらの兵器を「構想し、製造し、利用し又は設置することを可能にする情報の普及をもたらすおそれがある公文書」は、時の経過と関係なく、閲覧不可能な文書となる。

(6) 法定期間の例外

閲覧に関して、前述した 25 年から 100 年の期間の経過が要求されている場合であっても、例外的に閲覧の可能な場合が存在する。それは、閲覧請求に由来する個別的な場合と、閲覧請求に由来しない一般的な場合である。

L 213-3 条 I 段は、閲覧請求のある個別的な場合に、閲覧が可能なる場合を規定する。閲覧の請求が行われた場合、文書担当行政は例外的に当該請求人にのみ文書の閲覧を許可することができる。ただし、閲覧の許可が申請者に認められるのは、これらの文書の閲覧に係る利益が、法律上保護が意図された利益への過剰な侵害をもたらさない場合に限定される。すなわち、当該文書の閲覧についての利益と法が保護を意図した利益とを比較した上で、当該文書の閲覧請求を認めるか否かが判断される。この例外的な閲覧の許可は、文書を移管した行政庁の合意の後に、文書担当行政によって認められる。ただし、公証人の正本及び帳簿類に関して、公証人会の組織を含んでいる共和暦 11 年ヴァントーズ (風月) 25 日の法律 (*loi du 25 ventôse an XI contenant organisation du notariat*) の第 23 条の規定を別とする。

閲覧請求への応答時期は、同条第 2 項によれば、申請の登録から 2 ヶ月を超えることはできない。

一方、個別の閲覧請求のない場合であっても、法定期間満了前に、公文書の閲覧を可能とする制度がある。L 213-3 条 II 段は、閲覧請求のない場合であっても閲覧が可能なる場合を規定する。文書担当行政は、同様に、文書を移管した行政庁の合意の後に、公文書の一体の書類又はその書

類の一部の事前の公開を決定することができる。

(7) 協定

文化遺産法典は、公文書の閲覧制度につき、共和国大統領や首相が、移管公文書の取扱や保存、閲覧等の条件につき、自らの意思を反映できる制度を用意している。すなわち、L 213-4 条 1 項によれば、共和国大統領、首相、その他の政府の構成員に由来する公文書の移管は、前述の L 213-2 条で法定された期間、移管者と文書担当行政との間で、協定 (protocole) の署名が伴われることができる。この協定は、移管される一体の書類の取扱、保存、活用又は閲覧の条件に関するものである。また、この文書は、共和国大統領、首相、その他の政府の構成員に由来するものに限定されない。同条第 2 項によれば、この協定の規定が、同様に、署名者である共和国大統領、首相、その他の政府の構成員の協力者に由来する公文書にも適用されることができる。さらに、同条第 3 項によれば、L 213-3 条の適用に関して、一体の書類の事前の閲覧や公開を許可するために要求される移管者の合意は、協定の署名者によって与えられる。同条 4 項によれば、この協定の効果は、署名者の死亡の場合に消滅する。また、協定の効果は、前述の 25 年から 100 年の法定の期間の満了によって消滅する。最後に、同条 5 項によれば、文書に関する 2008 年の法律の公布に先立って移管された公文書は、その当時署名された協定によって規律され続ける。しかしながら、署名当局によって選任された受任者に関するこれらの協定の条項は、署名者の死亡後 25 年で適用を終了する。

公文書、場合によっては、私文書の閲覧申請がなされた場合、公文書又は私文書を保有している行政は、文書の閲覧の申請を拒否する場合、理由付けをしなければならない (L 213-5 条)。L 213-6 条によれば、文書の公的部局が、寄贈、遺贈、譲渡又は寄託として私文書を受領する場合、私文書の保存や文書の閲覧に関して、寄贈者、遺贈の本人、譲渡者又は寄託者の規約を遵守しなければならない。L 214-2 条によれば、刑法典 314-1 条及び 432-15 条が適用される場合を除き、文書の収集又は保存の職務を行う公務員による L 213-6 条に定める私文書の保存又は閲覧の条件の違反は、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処せされる。

なお、L 213-8 条によれば、文書の謄本及び抄本が交付される条件やその場合の利用料等に関し、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる。

おわりに

歴史の所産として着実な歩みの結果構築されてきた文書保存に関する特色ある制度を、フランスの文化遺産法典の中に観察することができる。本稿は、同法典が用意した文書に関する制度の

一部を考察したに過ぎない。他にも、私文書の保存制度、特に、歴史的文書の指定制度をはじめ紹介すべき制度が多々存在する。また、フランスにおいて現在進展中の地方分権の動向、特に、文化の地方分権（*décentralisation culturelle*）という観点からは、地方公共団体の公文書館の制度も、考察すべき重要な分野といえる。

本稿で論じてきたように、フランスにおける公文書の定義の漸次的拡張、公文書の保存の多様な規制、選別と廃棄の態様、文書担当行政の中心的役割に基礎を置く移管原則と例外、閲覧自由の原則と整理された特別規定等、日本の公文書管理体制の整備の観点からも興味深いものが多い。とりわけ、時の経過により閲覧可能となる4つのカテゴリーは、以前の法文よりも、具体的な保護法益を考慮して整理された規定となっている。確かに、制度としては、時の経過に関する明確な規定を置かずに、非現用文書の閲覧を閲覧請求時の状況を考慮して、その時代の判断で柔軟に判断する枠組みも考えられる。しかし、考察してきたように、時の経過に関する整理された明確な規定は、文書作成者及び（現在及び将来の）国民双方にとって、文書の作成と保存に関する責任の意識をより明瞭な形で強固にするように思われる。また、フランスの制度において、国防の秘密、対外政策の遂行における国家の基本的利益、国家の安全保障に関する公文書は、50年の期間で閲覧可能であると規定されている。しかし、いわゆる大量破壊兵器に関しては、明示的に閲覧が禁止されており、格別の配慮が存在する。国際政治の内奥に関する方向付けは、性急に結論を出せる問題ではないが、具体的な規定で明示するか、抽象的な規定で包摂するかは議論があるとして、日本の文書管理法の実際においても避けて通れない問題である。他にも多様な論点があるが、フランスの文書保存法制の発展と深化は、日本法に与える示唆に富んでおり、今後の我が国の文書管理法の構築にあたって、様々な角度から参考となる。

①宇賀克也、『公文書等の管理に関する法律』、第一法規、2009年、10頁。

②諸外国の公文書管理の法制度について、参照、管理総合開発機構 高橋滋共編『公文書管理の法整備に向けて』第Ⅲ部諸外国における公文書管理法 第1章「アメリカにおける公文書の管理と保存」（野口貴公美執筆）、第2章「イギリスにおける公文書の管理と保存」（友岡史仁執筆）、第3章「ドイツにおける公文書の管理と保存」（木藤茂執筆）、2007年2月20日

③第一款「公文書」のうち、第一目の「総則」に続き、第二目に規定されている「地方公共団体の文書」に関しては、本稿においてあまり触れることができなかった。また、私文書についても、別稿にて論じたい。

④現用文書に関しては、1978年には、行政文書の原則公開を定める、いわゆる行政文書公開法が制定される。

⑤1979年の文書保存法につき、参照、大山礼子解説部分、『外国の立法』119号「フランスの文書保存と地方図書館」89頁以下。

⑥1979年の文書保存法の文化遺産法典への編入につき、参照、佐藤毅彦、福井千衣、『外国の立法』232号「フランスの文書保存と地方図書館」34頁以下。

⑦2008年の法律については、筆者の責任によって訳出を行った。その際、注④及び注⑤の資料に多くの示唆を受けた。

⑧文化遺産法典第二編文書の第二章は、「裁判所の視聴覚記録（*archives audiovisuelles*）」についての特別な制度を規定している。第一節「作成」と第二節「閲覧及び複製」から構成される。概略を説明すると以下の通りである。

第一節によれば、行政裁判所又は司法裁判所における公開審理は、その記録が当該裁判の歴史的文書の作成に

利益を有する場合、一定の条件において録画又は録音することができる。

第二節によれば、録画物又は録音物は、最終的となる決定によって審理が終結した後直ちに、歴史的又は学術的な目的において閲覧可能である。一方、録画物又は録音物の全部又は一部の複製又は放送を行おうとする場合は、訴訟についての利益を主張しうるすべての者に、権利を主張する機会が付与された後に、パリ大審裁判所長又は同裁判所長がこの目的のために委任する裁判官が許可の判断をする。ただし、人道に対する罪に係る訴訟の審理の記録物の全部又は一部の複製又は放送は、最終となる判決によって当該訴訟が終結した後直ちに許可されることができる。最終的となる決定によって審理が終結した後 50 年が経過すれば、録画物又は録音物の複製又は放送は自由に行うことができる。

⑨ 文化コミュニケーション省の中央行政の任務と組織に関する 2009 年 11 月 11 日のデクレ第 3 条

⑩ Sophie Monnier, Elsa Forey, *Droit de la Culture*, Gualino Editeur, 2009, p.158

⑪ 参照, *Ibid.*, p.158

⑫ *Ibid.*, p.160

⑬ フランスの中間書庫について、参照、管理総合開発機構 高橋滋共編、前掲書、第IV部第5章「記録保存型文書」と「意思決定型文書」(牧原 出執筆)、254～264 頁

⑭ 1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金というのは、上限についての規定である。1 年の拘禁刑や 15,000 ユーロの罰金が、固定的に科されるわけではない。参照、赤池一将、刑法総則(3) — 刑罰規定、法律時報 66 卷 9 号 91 頁

⑮ 2004 年当時の文化遺産法典の定めていた 30 年原則の例外とは、L 第 213-2 条が規定する以下の 5 つの例外であった。それぞれの文書は、法定の期間の経過により閲覧が可能となる。

a) 医療に関する個人情報 出生日以後 150 年

b) 個人の記録に関する書類 出生日以後 120 年

c) 裁判所に提起された事件(恩赦の決定を含む)に関する記録、公証人が作成した原本及び帳簿類並びに身分登記簿及び登録簿 当該書類の作成又は閉鎖の日以後 100 年

d) 個人及び家族の生活その他一般に私的な事実及び行動に関係のある個人情報を含む記録であって、官公署が行う統計調査の一環として収集されたもの 国勢調査その他の調査の日以後 100 年

e) 私生活の平穏又は国家の安全若しくは国防に関わる情報を含む記録であって、コンセイユ・データの議を経たデクレで定めるもの 作成の日以後 60 年

(Received March.18,2010)